

最低賃金引上げにより影響を受ける 中小企業への支援事業

熊本労働局

厚生労働省では、最低賃金の引上げにより、大きな影響を受ける中小企業に対する支援を実施しています。

その1 ワン・ストップ&無料の相談・支援体制を整備

生産性の向上等の経営改善に取り組む中小企業の労働条件管理などのご相談などについて、中小企業庁が実施する支援事業と連携して、ワン・ストップで対応する相談窓口を開設しています。

熊本県最低賃金総合相談支援センター（受託団体 熊本県社会保険労務士会）

まず、お電話ください！ 096-324-1124

（平成25年7月までは、096-346-1124）

その2 業務改善助成金

事業場内の最も低い時間給を計画的に800円以上に引き上げる中小企業に対して、賃金引上げに資する業務改善を支援します。就業規則の作成、労働能率の増進に資する設備・機器の導入、研修等の実施に係る経費の1/2（下限5万円、上限100万円）を助成します。

詳しくは <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/jigyousya/shienjigyou> をご覧ください。

お問合せは 熊本労働局労働基準部賃金室 096-355-3202